

医療費助成制度の受給資格登録申請は お済みですか

制度名	対 象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成制度	市内に住所を有し、健康保険に加入している18歳(※)に達する日以後、最初の3月31日までの子ども (※)10月診療分から対象年齢を拡大しました。	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数がかかります。先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。 保護者名義の預金通帳 印鑑(朱肉を使用するもの) 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成制度	①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳A・A・Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にある方で、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 健康保険証 預金通帳 印鑑(朱肉を使用するもの) 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成制度	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(子どもが18歳に達する日以後、最初の3月31日まで。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで) ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 預金通帳 印鑑(朱肉を使用するもの) 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など

▶受給資格の始期

原則、申請日から適用。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、誕生日や転入日が始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月29日(土)～平成31年1月3日(木))の間に出生届を提出される方で、誕生日から15日目(年末年始の閉庁日である場合、1月4日(金)が誕生日を受給資格の始期とすることができる日となります)のでご注意ください。

▶医療費助成できないもの

- 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
 - 保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの
- ※加入している健康保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

「つどいの広場」の実施日時・場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施日時・場所が変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 12月20日(木)～平成31年1月8日(火) ※12月28日(金)～1月4日(金)は休み

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名 称	所 在 地	電話番号	開 設 日	開設時間
はすのこ	児童センター内	☎553-2108	月～土曜日	午前10時～午後3時
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	☎557-0977		午前9時～午後2時
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	☎559-2433	火・水・木曜日	

▶その他

- 変更期間中「さくら」「ひがし」は実施しません。
- 「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)になります。
※面接は要予約

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



行田市国民健康保険加入者の方へ 治療のため今年度特定健診を 受診しない方は診療情報提供事業に ご協力を

市では、多くの方に特定健診の受診をお願いしていますが、治療のため特定健診を受診しないという方は「特定健診に係る診療情報提供事業」にご協力ください。これは、特定健診と同じ項目(血液検査および尿検査など)をかかりつけ医で検査している場合、本人の同意をいただくことで、医療機関から特定健診と同じ検査項目の結果を提供していただくものです。

被保険者の皆さんの健康状態を把握することは、市の健康づくり事業を計画するために重要であり、また結果の提供をいただいた場合、特定健診を受診したものとみなすことができ、受診率にも反映されます。対象となりそうな方にはすでにご案内を発送していますが、届いていなくても治療のため特定健診を未受診で、検査結果の提供にご協力をいただける方は、医療機関に記入していただく書類を送付しますので、保険年金課までご連絡ください。

▶実施期間 12月1日(土)～平成31年2月28日(木)

▶対 象 平成30年度(2018年度)の行田市国民健康保険特定健診を未受診であり、定期的に医療機関(市内外を問いません)で血液検査および尿検査をしている方

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

地域包括ケア・認知症を 考えるフォーラム ～認知症なんて怖くない! みんなで支え合うまち行田～

2025年には5人に1人が発症するといわれている認知症。その症状や対応、関わり方などを分かりやすく説明する他、支える制度や集いの場なども紹介します。

当日は、花俣ふみ代さん(公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部代表)をお招きし、認知症の本人や家族の思いなどを交えた講演もあります。

ぜひ、この機会に認知症について考えてみませんか。

▶日 時 12月21日(金)午後1時30分～3時30分(午後1時から受け付け)

▶場 所 「みらい」文化ホール

▶定 員 500人(先着順)

▶入 場 料 無料

▶問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

